

平成26年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成26年6月13日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

25番 人見菊一議員

1. 穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用について

2. ゾーン30について

3. 鳥獣被害対策について

日程第 2 議案第43号～議案第45号の質疑

日程第 3 議案第42号の質疑

日程第 4 議案第46号及び議案第47号の質疑

日程第 5 発議第 7号 予算審査特別委員会の設置並びに議案の付託について

（提案説明、質疑、討論、採決）

日程第 6 議報第 3号 庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長の報告について

（報告）

日程第 7 議案の各常任委員会付託について

日程第 8 請願・陳情等の委員会付託について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君
塩原支所長	成瀬充君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言の訂正

議長（中村芳隆君） ここで、教育長から発言があります。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 去る6月10日の若松東征議員の市政一般質問の答弁の中で、平成25年度の中学校の不登校生徒数ですが、143人、4.14%と申し上げるべきところ、149人、4.31%というふうに申し上げてしまいました。訂正をお願いいたしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

議長（中村芳隆君） 次に、総務部長から発言があります。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 私のほうでは、昨日、鈴木議員のほうの再質問の中で、定員数、それから実際の団員数に係る充足率のお話がありましたところでありまして、その中で現在の消防団員数の数のほうが間違っておりましたので、訂正のほうをさせていただきたいと思います。

黒磯地区につきましては、私のほうで653人と申し上げましたが、652人が正しい数字というふうなことになります。その関係もありまして、3消防団の合計につきましては、1,294名と申し上げたところでございますが、1,293名が正しい数字というふうなことになりますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

議長（中村芳隆君） 発言通告者に対し、発言を許します。

人見菊一君

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） おはようございます。議席番号25、TEAM那須塩原、人見でございます。

今回、一般質問最後のバッターとなりましたけれども、大変執行部の方々につきましては、4日間お疲れさまでございます。私の一般質問は、簡単に済ましていきたいという考えを持っておりまして、良識ある答弁をいただければ幸いであるというふうに感じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告順に従いまして、順次質問をしまいたいと思います。

まず、第1番に、穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用についてであります。

ことしの3月をもって、穴沢小学校と戸田小学校が高林小学校に統合されました。本市も今後、小中学校適正配置基本計画により学校の統廃合が進む中、学校の跡地利用が重要な課題となることから、以下の点についてお伺いをするものであります。

穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用について、本市の考えをお伺いいたします。

穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用について、地元からどのような要望が出ているのかお伺いをいたします。

穴沢小学校と戸田小学校の統廃合のメリットについて、改めてお伺いをいたします。

穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用について、将来に向かっての計画についてお伺いをいたします。

以上、第1回の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用についてお答えをいたします。

まず、の跡地利用についての本市の考え、の地元からどのような要望が出ているか、またの将来に向かっての計画につきましては、関連がございますので、まとめてお答えをしたいと思います。

那須塩原市では、平成22年10月に策定いたしました「那須塩原市小中学校適正配置基本計画」によりまして、学校の統廃合を進めているところでございます。本年4月には、穴沢小学校と戸田小学校、合わせて高林小学校を統合いたしました。

現在、旧穴沢小学校、旧戸田小学校の管理につきましては、教育委員会で行っております。利用につきましては、現状のまま使うことを前提に貸し出しを行っているところです。例えば、消防の操法訓練等での利用についても貸し出しをしているところでございます。

市といたしましては、跡地を有効に活用するために、市役所内の全庁的な組織として「跡地活用庁内検討委員会」を立ち上げまして、これまで2回委員会を開催し、現在、各部に対しまして活用案の提案をお願いしているところでございます。

さらに、この基本計画の中で、「統廃合後の跡地及び建物等の利用につきましては、地元住民の方々の意思を十分に反映し、その方法を検討していきたい」とうたっていることから、この穴沢小学校、戸田小学校につきましては、5月9日に高林地区の自治会の役員の方々にお集まりをいただきまして、これまでの経過等について最初の説明を行ったところでございます。

今後、高林地区の全自治会長さんを対象とした説明会の機会を設けまして、地域の皆さんの考えや意見、あるいは要望等をお聞きすることで、将来の跡地利用計画に反映していきたいというふうに考えております。

続きまして、の統廃合のメリットについてお答えをいたします。

統廃合のメリットにつきましては、統合後の新しい学校において、児童数がふえることによりまして学習活動の幅が広がり、子ども同士の交際の範囲も格段に広がるということと同時に、お互いに切磋琢磨することでさらなる児童の資質の向上が図られるなど、いろいろ考えがございます。

また、卒業後、中学校生活に移行するにしても、また教育環境や学校運営など、より良好なものになることができる、こういったものが統廃合によ

るメリットということで考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） 大変丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

1番から3番までにつきましては、関連がございますので、一括して再質問をさせていただきます。

今、部長のほうから答弁がありました中で、跡地活用庁内検討委員会、これが平成22年には発足をされて、その中で十分検討していただくということは、ありがたいなというふうに感じております。そういう中で、有効活用するための市役所内の全体的な組織、要するに検討委員会のメンバーは何人で検討されているのか、この点。

また、メリット関係等については、十分理解をしたいと思います。実質5月31日ですか、高林小学校の運動会がございました。参加をさせていただきました。百七十数名の児童生徒の運動会を見学させていただきましたけれども、非常に伸び伸びと運動していたということ、やはり統合した結果のあらわれかなと、関心を持って見てきました。そういう中で、要するに子どもたちが伸び伸びと運動あるいは勉強に励むことができるということは、やはり統廃合をやってよかったと。我々としては最初の段階ではどうなるんだろうという不安を持っていたんですが、実際、結果的にやってみただけでは、そうした成果が上がっているということ、本当にありがたかったなというふうに感じております。そういう中で、統廃合のことについては、じっくりとやっていただきたい。

そういう中で、跡地利用等についても、十分、地元住民と協議をしながら、よりよい方向に進んでいただきたい、そんなことをお願いしておきた

いと思います。特に現状の状態、さらには地元関係との連携、さらには、穴沢小学校は借地だというふうな話を聞いておりますけれども、これらの対応等について、どのような方向で持っていくのかについてお尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） まず、庁内検討委員会の人数ということでございましたので、現在、各部の幹事課長補佐を中心に8部、また西那須野支所、塩原支所の担当補佐を委員としまして10名で組織をしております。

それと、地元との連携を中心にとということでございます。こちらにつきましては、やはり地元の方の意向というものは、一番大切にしなければいけないというふうに考えておりますので、今現在考えておりますのが、来月の11日あたりに全自治会長さんにお集まりいただいて、改めてご相談をさせていただければというふうに考えております。

それともう一点、穴沢小学校の土地が借地ということでございまして、この統廃合に向けての準備委員会等の中で、地元のいわゆる土地の所有者の方ともこれまでご相談をしてきたところでございますが、所有者の方のご意見としましては、これまで同様、市のほうで活用していただければというようなご意見もいただいております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） 理解をいたします。

地元関係者との話し合いは、来月の11日に話し合いをするということ、ぜひ地元の要望、これを十分聞いていただきたいなと思います。実質、地元としてもいろいろ考えているとは思いますが、市のほうの考えがどうなのかということで、非常に心配をしているというのが実際の状況です。そ

ういう中で、市のほうからの呼びかけ等があって、スムーズに協議がなされて、地域の活性化に結びつくような場というのか、施設というのか、そういう形をぜひともつくり上げていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

穴沢小学校の問題等については、借地の問題等については理解をしたいと思います。

さらに、今まで統廃合がなされて、嶋内の田舎ランド、あるいは上塩原小学校の体験館「メープル」、そして今回計画がされている塩原小学校の認定こども園ですか、これらが既に決まっているということを目の当たりにすると、地元の戸田小学校あるいは穴沢小学校の近くに住んでいる私にとっては、非常にどうなるんだというような、不安を感じるわけでございますけれども、地元には市長もおりますので、その点は十分考慮されているというふうに理解をしたいと思います。統廃合関係の跡地利用関係等については、十分地元住民と協議の中で、よりよい方向に進めていただくように、この場をおかりいたしましてお願いをしておきたいと思います。

特に、穴沢小学校のグラウンドあるいは戸田小学校のグラウンドについては、高林地区の公民館事業の中でのレクリエーションの場、非常に数多く利用しているという状況でございますので、あの施設はぜひとも残していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

また、最終段階になろうかと思っておりますけれども、穴沢小学校と戸田小学校の跡地利用のタイムスケジュール等については、どのように考えているのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 跡地利用に向けてのスケジュールということでございますが、先ほども

申し上げましたように、やはり地元の方の意向を十分反映させたものにしていきたいという、まず大前提がございますので、今後、地元の皆様とお話し合いをしながら、できれば年度内ぐらいには一定の方向性を出せればというふうには考えておりますが、いずれにいたしましても、今後の協議の結果によって、スケジュール的に多少の変動は出てくるかなというふうには思っておりますが、長期間、今のままで置くということではなく、一定の方向性はできるだけ早目に出せるようにしていければなというふうには考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。ぜひとも早い時点で結論を出していただくようお願いをしたいと思います。

統廃合関係等については以上で終わりたいと思っておりますけれども、今、小学校の正門前に垂れ幕が飾ってあるわけなんです、あれは、いつまでもあのまま飾っておいていいものなのかどうなのか、非常に心配をしているわけなんです、この点についてはどうなんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 統廃合ということで、正門前に垂れ幕がずっとかかった形になっておりますが、できるだけ早い段階で撤去するということも検討しておりますので、地元の方とその辺もやはり相談しながら、常時置いておくというものでないのかなというふうに考えておりますので、地元の方のお考えを伺いながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

以上で学校関係等については終わりたいと思

ます。

次に、2番のゾーン30についてをお尋ねいたします。

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定め、時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策として「ゾーン30」が制定され、ことしの3月末時点で、計画の35.4%に当たる全都道府県の1,111カ所が整備されました。県内では、3月末までに本市など計13カ所、約100haで導入されており、2016年度末までに、さらに33カ所で導入される計画があります。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

「ゾーン30」の現在の状況についてお伺いをいたします。

本市として「ゾーン30」の導入後どのようなメリット、デメリットが出ているのか、お伺いをいたします。

「ゾーン30」を導入するに当たり、地域と合意形成を図りながら進めていく本市の具体的な計画についてお伺いをいたします。

今後の導入計画については、県警とどのような連携をとっていくのかお伺いをいたします。

本市における今後の導入計画区域についてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。
議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 人見議員の質問に私のほうからも答弁をさせていただきます。

「ゾーン30」について、順次お答えいたしますが、この「ゾーン30」の現在の状況について、ま

ずお答えいたします。

現在、那須塩原警察署管内においては、「ゾーン30」の指定区域が導入されているのは、三島、西三島地区36.3haの1カ所であります。また、平成25年10月に導入されたばかりのため、道路標識は完了しておりますが、路面標示については順次整備を行っている段階であります。

次に、本市として「ゾーン30」導入後、どのようなメリット、デメリットが出ているかについてもお答えいたします。

メリットとしては、高齢者、児童及び生徒の歩行者及び自転車の安全が確保されたというところであります。

デメリットとしては、現在のところ地区住民から特に不便になったとの声は聞かれておりませんが、時速30kmの速度規制、大型車の車両規制、ハンブの設置などにより、車を運転する側にとっては不自由さを伴うことから、メリット、デメリットとは表裏一体のものであるとも感じております。

次に、「ゾーン30」を導入するに当たり、地域の合意形成を図りながら進めていく、本市の具体的な計画についてお答えいたします。

導入する場合には、死亡事故多発等の問題箇所を栃木県公安委員会が指定する場合と、地域からの要望により栃木県公安委員会が指定する場合の二通りがありますので、地域からの要望がありました際には、市として警察へ要望を伝えていきたいと考えております。

今後の導入計画については、県警とどのような連携をとっていくのかについてもお答えいたしますが、本市における今後の導入計画区域につきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

現在のところ、那須塩原警察署として導入を計画している区域はないと伺っております。現在、

地域から市へも要望はいただいております。今後、導入の要望をいただいた際には、道路管理者とともに現場診断への協力等、でき得る範囲でバックアップをして協力していきたいと考えております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） 丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

「ゾーン30」について、 から までにつきましては、関連がございますので、一括して質問してまいりたいと思います。

今、市長のほうから答弁がございました中で、那須塩原警察署管内においては、西那須野地区の三島地区でもって36.3haの面積に指定されているという答弁がございました。これら等について、非常に新たな発想でもって、交通事故を未然に防ぐという関係でもって設置をされたものと理解をしたいと思います。

実質、現場を見る中で、この区域が「ゾーン30」なんだよと言われて、果たして本当なのかと、標識そのものが余りにも小さい。それから、路面に30という数字が載っていないというような状況があって、入り方が悪かったのかどうなのか、この点、完璧に整備がされているのかどうなのか、この点についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） それでは、お答えをいたします。

基本的に公安委員会のほうの、いわゆる警察ですね、そちらが整備する標識等については、全て30km規制ということで、入り口のところに細かく全設置がされているというふうに認識をしています。

ですから、標識等については、一応完了されているものと私どものほうでは認識しております。議長（中村芳隆君） 建設部長。

建設部長（若目田好一君） あと路面標示のお話がありました。路面標示につきましては、道路管理者が行うものでございまして、入り口と出口で、数でいきますと24カ所ほどございます。標識の設置が25年度末に終わったということで、うちのほうも、市の建設部のほうでも、路面標示の予算をまだ確保されていないということから、今後、補正予算等をいただきまして、早急に路面標示をしたいというふうに考えてございます。

費用としましては、大体1カ所12万円程度で24カ所、約300万円程度がかかるというふうに見込まれております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

実質、今、建設部長のほうから答弁がありましたけれども、路面にかまぼこ形のあれがつくとかどうとかというような、一つの資料には載っているんですが、そういうものまで設置をする予定なんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 今、議員がおっしゃられました、かまぼこ形というのは、多分ハンプというふうに呼んでいるものでございます。

今回の路面標示につきましては、先ほど言いました入り口と出口に長さで5m、幅で1.3mでございまして、その中に白い枠どりがありまして、その中に緑色で着色をして、その中に「ゾーン30」というふうな文字を入れて、目立つように標示をするというものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

この36.3haの中の道路幅員と、全長何kmぐらいあるんですか。

さらに、指定区域内の家屋数等はどの程度あるのか、この点についてお伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 道路の幅員と延長というふうなお話がありました。この数量につきましては、はじいてはおりませんが、道路の数からいきますと、この地区は碁盤の目になっておりまして、大体1区画100mの碁盤の目ということになっているようでございまして、縦の道路の数からいきますと、縦が8本ございまして、あとは距離的にその8本が400mですから、四八、三十二ですから、3km程度になりますか、縦が。それで、横が5本ということになりますので、800mですから4kmですか、合わせて7kmかと思えます。

住宅の戸数につきましては、申しわけございませんが、何戸ぐらいあるかというのは把握してございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

もう一つ、家屋数関係等については、

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 先ほど住宅の戸数につきましては、把握していないというふうに申し上げたと思いますが、把握をしてございません。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） 理解をいたします。

この「ゾーン30」等につきましては、生活道路における歩行者の安全な交通を確保するというの

が目的ということでありまして、このゾーン内における速度の抑制、ゾーン内の抜け道として通行する行為を抑制するというのが目的なんだということ、こういうことについて、今後、那須塩原市内の中で指定をする場所というのが、先ほど市長の答弁の中では、今後の中で検討していくというような答弁でございましたけれども、なかなかこの指定をする中で地元住民の協力というのがなければ、思うようにいかないのかなというふうに感じるわけでございますけれども、実質、指定前と指定後の交通事故、これらについて実際に発生していたのかどうなのか、この点についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） ただいまの事故発生等についてでございますが、この「ゾーン30」がこの地区に導入されてからは、数字等としては、私のほうでまだ把握はしてございませんが、一般的にこの「ゾーン30」の中での死亡率が、「ゾーン30」によって急激にほかの地区、一般道路の制限スピードよりも極端に低くなっているというデータのものがございまして、そういった対策を講じたことによって、そういった死亡事故が減ることについては大いに期待をしたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

事故そのものについてはないと。指定後の交通量関係等についても、大差はないと理解してもよろしいですか、この点。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 実態調査そのもの

は数字としても捉えておりませんので、わかりかねます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

この「ゾーン30」等につきましては、児童生徒の安全あるいは高齢者の安全・安心、そういうものを確保するというのが目的だというふうに理解をしたいと思います。今後、この事業を進めると、地域の中で要望があった場合については、積極的に市としても取り組んでいただけるものと理解をしたいと思いますけれども、今後、こうした希望が地域から出そうなのかどうか、予想もつかないと思いますので、とりあえず今後、計画する中においては、地域住民と十分話し合っ、て、よりよい方法でもって「ゾーン30」が設置されるように要望しておきたいと思ひます。

「ゾーン30」等については、以上で終わらせていただきます。

次に、3番の鳥獣被害対策についてであります。

本市において、駅前にイノシシが出没したり、また、新聞にはクマの出没情報など、時代とともに鳥獣被害にも変化が出てまいっております。また、東北道でシカとトラックが衝突する事故など、県内の高速道路では、シカやイノシシなどの野生動物と車が衝突する事故が8件も発生をしております。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

最近5年間の獣類の出没状況と人的被害状況についてお伺いをいたします。

最近5年間の鳥獣による被害額についてお伺いをいたします。

捕獲鳥獣の食品としての利用について、本市の考えをお伺いをいたします。

有害鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保に資

するための措置をどのように考えているのかお伺いをいたします。

鳥獣被害防止対策に関し、近隣市町及び県との連携についてをお伺いをいたします。よろしくお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、3、鳥獣被害対策について、順次お答えいたします。

初めに、の最近5年間の獣類の出没状況と人的被害状況についてですが、獣類の出没状況につきましては、市に連絡のあった目撃報告や被害調査の件数で捉えております。4年間のデータとなっておりますが、平成22年度が10件、平成23年度13件、平成24年度45件、平成25年度27件となっております。また、人的被害については発生しておりません。

次に、の最近5年間の鳥獣による被害額についてでございますが、現地調査や聞き取りによりますと、平成21年度は約5,020万円、平成22年度と23年度はそれぞれ約4,070万円、平成24年度は約4,150万円、平成25年度は約4,160万円となっております。

次に、の捕獲鳥獣の食品としての利用についてでございますが、本市において食品として利用できる捕獲獣は、イノシシとニホンジカで、現在、原発事故の影響により出荷が制限されておりますので、食品の利用はできない状況にあります。

次に、の有害鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保をどのように考えているのかについてでございますが、有害鳥獣の捕獲については、猟友会のご協力をいただいております。猟友会の会員は、高齢化が進み、年々減少傾向にあることから、今後、市といたしましては、県や関係機関等との捕

獲活動強化の協議を通しまして、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、の鳥獣被害防止対策に関し、近隣の市町及び県との連携についてでございますが、那須農業振興事務所、県北環境森林事務所及び管内市町で「鳥獣に関する那須地方連絡会議」を設置いたしまして、県と各市町の現状報告や問題点についての意見交換、被害防止対策の協議等を通しまして、連携強化を図っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） 大変丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

1番、2番等については理解をいたしたいと思えます。3番の鳥獣対策について、再質問をさせていただきます。

獣類の出没状況との鳥獣による被害状況について、獣類の出没回数及び鳥獣による被害額とも増加しているとの答弁でございました。鳥獣類の出没について、地区ごとの傾向と対策があればお伺いをいたします。また、どのような被害があるのかについてもお尋ねをいたしたいと思えます。よろしくお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 2点ほどお尋ねがありました。

まず、1点目の出没の地区的な傾向と対策についてでございますが、獣類は、従前は塩原地区あるいは高林地区の山間部においての出没がほとんどだったと、そういうところでの被害が発生していたということでございますが、昨年は、黒磯駅周辺や西那須野地区の石林というところでも、イノシシの目撃情報等がございまして、実際、農作物に対しまして被害が出ているというような

状況でございます。また、鍋掛地区においても、シカの目撃情報があったというようなところでございます。こんなことからしまして、地区的な傾向というようなところは、全市的に広がってきているのかなというふうに認識しているところでございます。

これらへの対策ということでございますが、猿については、平成21年度から塩原地区を対象に、そして22年度からは高林地区を対象に、猿の対策巡視員というものを委託しておりまして、これによりまして一定の成果があらわれているのかなというふうに思っているところでございます。

また、猿、ニホンジカ、イノシシにつきましては、本年度から年間を通して捕獲ができるようになったというようなことで、対策の充実に努めているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） ありがとうございます。

ただいま答弁の中で、獣類関係等について、特に猿の被害というものが我々、高林地区の中では非常に多くの被害を受けているというのが実態でございます。実質、1週間ぐらい前ですか、春、ジャガイモをまいた畑で花が咲いて、ことしもまた新しいジャガイモが食べられるなど楽しみにしていたところ、2日後に行ったらば、ジャガイモの茎が全部抜かれてしまったと。小さいジャガイモも全く一つも残さず食べられてしまったというような状況で、非常に困った、ことしは新ジャガが食べられないんだという、こんな状況でどうしようもないというようなことで私に電話がありました。

そんな状況の中で、猿の対策というものには万全を期してやっていただいているというふうに理解をするわけでございますけれども、実質、巡視

員ですか、これが今、部長のほうから話があった中では、塩原地区に1名、高林地区に1名という配置をしていただいていると。猟友会のメンバーの話を聞くと、巡視員が回ってもらっているものだから、最近は姿が見えないんだよというようなことを前、聞かされたんですが、実際に巡回していくときには姿を見せなくて、回っていった後にそうした行為をして被害を及ぼしているというような状況が、高林地区の中には相当発生している状況下でございます。

これらの対策というものはまだまだ必要だと思いますけれども、巡視員ですか、これを今後ふやす考えがあるのかどうなのか、この点どうなんでしょうか、ひとつお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 猿の巡視員の増員を考えているかというお尋ねだと思います。先ほど私が一定の成果を上げているというようなお話もさせていただいたんですが、今、議員がご指摘したとおり、巡視員が回っているときは当然猿は姿を見せないで、帰っていなくなったときに作物を荒らしているという実態もあるということで、私も認識しております。巡視員の増員だけが解決につながるかというようなところも含めて、捕獲と巡視員のうまい組み合わせ等について今後の中で検討しながら、総合的な対策として検討させていただくと。そういう中で、巡視員の増員についても検討するというようなお答えとさせていただきます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

先ほど部長のほうから話がございました中で、獣類関係等についてる説明がありましたけれど

も、わなをかけて獣類の捕獲をしていると思うんですが、これらの状況は、どの程度まで捕獲の成果が上がっているのか、この点についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 獣類の捕獲の状況というお尋ねでございますが、クマとイノシシ等については、わなと銃による捕獲というものが大体半々くらいの割合なのかなと思っておりますが、そのクマとイノシシに関しては、クマが、25年度のデータになりますが、年間で19頭捕獲されております。そのうちクマに関しては、要はそこで捕殺するのではなくて、8頭をまた山に帰しているというような状況になっております。

また、イノシシにつきましては、58頭というようにところを捕獲しておりまして、わなで半分、あとは銃で半分というような状況になっているのかなと思います。

それ以外の猿とシカについては、猿が183頭、そしてシカが78頭ということになっておりますが、こちらについてはわなではなくて、銃による捕殺というようなところがほとんどになるのかなというふうに思います。

大ざっぱで申しわけございませんが、以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） わかりました。

大変なわなを使っているの捕獲をしていると、これは大変な努力をされているというふうに理解をしたいと思います。

さらに、3番の食品としての活用はどうかということについては、今現在は、放射能関係でもって利用できないという状況だということ、このことについては了解をしたいと思います。

次に、4番の有害鳥獣の捕獲にかかわる人材は、

高齢化が進み、減少傾向にあると。現実、高林地区で今から15年あるいは20年前は、60人ないし70人近く猟友会のメンバーがおったわけでございますけれども、今現在は20人足らずと、それも、全く高齢者になってしまったという状況でございます。そういう関係でもって、今後これらの捕獲に対する対応というものが必要になってくるであろうと思います。

これらについて、県や関係機関と協議をして、人材の確保に努めていただくという先ほどの答弁でございましたけれども、5番と合わせて、県や隣接市町との連携をして、今後どのような方向でもって対応していくのか、この点について伺いをいたします。

さらにはまた、平成24年3月に鳥獣による被害、要するに農水省でもってこれらにかかわる被害防止対策の特別措置に関する法律というものが改正されました。これの主な改正点と市の取り組みについて伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 今のお尋ねの中で、まず第1点目が今後の人材確保、今現在は、先ほども答弁させていただきましたが、猟友会の皆様方のご協力のもとに、要は捕獲作業を進めているわけですが、その皆さんが高齢化されていくというようなところで、人材確保に苦慮しているような状況がございます。そういうところに対してどのような手を打っていくのか、関係の市町あるいは県と連携しながらというようなところのお尋ねが1点だと思います。

あとは、その次に、鳥獣特別法の改正点についてのお尋ねだったと思いますが、先に鳥獣特別法の改正の中で、その高齢化対策、人材確保対策についてもうたっておりますので、まずはその鳥獣

特別法の改正の概要について、若干ご説明させていただきます。

改正のポイントは6つございます。その中で、現実的に本市にかかわるところといたしましては、3点ございます。

まず1点目といたしましては、鳥獣による住民の生命等に係る被害が生ずるおそれのある場合の対応というものを、本市の被害防止計画の中に定めてくださいということが1点追加、明確に追記されたということです。

2点目といたしましては、捕獲した鳥獣の食品としての利用を図るための国の支援措置を新たに明記したということでございます。こちらについては、残念ながら当市のほうは今、獣類の放射能の関係で出荷制限になっているので、なかなかこの改正された内容を事業に取り込むということはいかないということでございます。

3点目といたしましては、猟銃免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進、あるいは捕獲報償金の交付等の支援措置というものを明確にうたっております。

今言った大きな3つが、この改正の本市にかかわる部分だと思います。そんな中、最後に言いました捕獲報償金、その部分、あるいは免許の更新、あるいは許可を受けるところでの要は講習の免除とか、そういうようなところを一つの施策として展開しながら、捕獲してくれる方の利便性を図っていきたいということで、1つ対策が打てるのかなと。

あともう一つは、今まで高林地区の捕獲をするという場合は、それ以外の地区の方は関係ないというような状況の中で、高林地区の皆さん方のお骨折りをいただいて捕獲をしていたわけですが、人数がいらないということになれば、地区間の融通、共助という精神で地区間の融通というものも検討

していかなければならないのかなと、そんなようなことも1つの検討課題として受けとめております。

また、今回の法改正の中で、もう一つ、捕獲実行部隊というものの位置づけを明確にしてくださいというような話もございますので、今まで立場的なところが任意でお願いしていたというようなところがありますので、そういうところにきちんと非常勤特別職的な位置づけをくださいというようなところもございますので、そういうところもしっかりと検討していく中で、捕獲者そのものの立場というものをしっかり守る中で捕獲作業に臨んでもらうと、そんなようなことを総合的にしながら、最終的には人材確保につなげていければなというふうに考えているところでございます。

ちょっと長くなって申しわけございません。以上です。

議長（中村芳隆君） 25番、人見菊一君。

25番（人見菊一君） 大変丁寧な答弁をいただきまして、今後、鳥獣対策等については、県と隣接市町と連携をしながら頑張ってもらいたいというような力強い産業観光部長の答弁でございました。この点については理解したいと思います。

いかんせん、猟友会のメンバーも高齢化が進んで、若い人がなかなか猟友会のメンバーとして参加しにくいと、これは非常に取得する段階の試験というものが難しいんだというような状況にあるということ、たまたま猟友会の同志の方がそんな話をしておりました。そういうことで、今後、捕獲に対する対応としては、市として県と協議をしながら対応していただくわけでございますけれども、ぜひともしっかりとした対応をしていただきたいということを切にお願いを申し上げたいと思います。

鳥獣による被害対策は、将来に向けた大きな課

題と考えております。那須塩原市として5年ないし10年先の鳥獣捕獲の人材の確保、鳥獣被害の軽減対策について、県等と十分連携しながら対応していただくことを強く要望したいと思います。

以上、私の一般質問を終わりたいと思いますけれども、何とか足がもちました。非常に話しづらい、あるいは聞きづらい点多々あったと思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、25番、人見菊一君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全て終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号～議案第45号の

質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第2、議案第43号から議案第45号までの条例改正案件3件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、議案第43号から議案第45号の条例改正案件3件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第42号の質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第3、議案第42号 一般会計補正予算案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 執行計画書の4ページにあります新規事業、黒磯駅前再生支援事業についてなんですが、この864万円の事業内容は何ですか、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お尋ねの黒磯駅前再生支援事業の業務についてお答え申し上げます。

この事業につきましては、総務省の外郭団体でございますが、ふるさと財団の補助事業でございます「まちなか再生支援事業」というものを活用いたしまして、黒磯駅前地区の活性化を図るために、図書館や交流センターの利活用をどうするかという検討を行ったり、あるいは新たなイベント、どういうものを創出したらいいのか、さらにはまちなか再生という、その地域の担い手の組織をどうしたらいいのか、さらには空き店舗等の活用についてどうしたらいいのか、このようなことを地域の住民と一緒に協働で方策を検討し、計画として取りまとめる内容だということでござい

ます。係る経費ということで委託料、記載のような額を計上させていただいたというところがございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 今年度の事業ということなんですが、なぜ3月の段階で出てこなかったんでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほどもお話ししましたが、この事業は、まちなか再生支援事業という財団の補助事業を活用しているということでございまして、その補助の交付決定の内示が3月26日付でいただいたということでございますので、それ以前の当初の予算要求の時点では、要は確定するかないかということが不明確な状態だったものですから、6月の補正になってしまったということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 契約の相手方はどなたなんでしょうか、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 契約の相手方についてでございますが、通常はこれから設計書を組んで、その関係するような複数のコンサルタントを相手にして入札をしていくというのが一般的なやり方なんだと思うんですが、こちらについては、先ほどお話ししたとおり、まちなか再生事業を使うということでございます。そのまちなか再生事業の採択要件の中に、まちなか再生プロデューサーをあらかじめ決めてくださいという採択要件がございます。そんなことからいたしまして、この

まちなか再生プロデューサー、この業務を総合的に進めてもらう相手方というものを、あらかじめ計画書を申請書の中で予定させていただきました。

相手方につきましては、私どものほうの駅前の懇談会に外部専門家ということでいろいろとご意見をいただいている、伊勢谷友介氏が代表いたします、株式会社リバースプロジェクトというところをお願いする予定で、計画書を作成しまして申請しまして、それが財団の決定を受けたということで、そこをお願いする予定でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） では、その委託契約の中身、具体的に契約の内容を教えてくださいませんか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 実際にこの業務の中で行っていただく内容といたしましては、まずはフィールドリサーチ、これは現地調査ということだと思います。あとは課題抽出作業ですね、あわせましてワークショップ。これは先ほどお話ししましたが、地域の皆さんと一緒にフィールドリサーチをした後に、ワークショップという形でそれぞれの課題にどんなものがあるのかというものを整理した中で、じゃ、どうしてこうかということを中心にみんなでわいわいがやがや、議論しながら方向性を決めていくワークショップ、さらには、総合的なアドバイザーでございますので、助言・提案をいただきまして、最終的には計画書を作成する、そんなような内容の業務だということでご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） みんなでわいわいがやがやワークショップをしたり、助言・提案をいただくということで864万円というのは、委託契約と

してよくある金額なのですか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 一概に高い安いというような判断というのは難しいんだと思いますが、私どもの積算の中では、相手方にこれだけのことをしてもらう以上は、このくらいの金が妥当だということで、適正な積算だというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 3月に黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会の委員謝礼と懇談会運営として中心市街地活性化事業101事業として578万1,000円が予算化されましたけれども、それとは別にこの委託契約が必要な理由は何ですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

今お話しいただきました500万円については、懇談会の中で駅前地域をどうするか、あとは青木地区をどうするか、そして板室地区をどうするかというような一つの軸の中で、その基本的な方向性、コンセプトをつくるというようなところが重立った業務、それを行うための懇談会、いろいろ意見を交換する場だというふうに思っています。

それに対しまして、今回の事業については、先ほどもお話ししましたが、黒磯駅前地区の都市再生整備計画事業によって実施する予定のソフト事業、これは繰り返しになりますが、イベントの活用事業であったりとかNPOの設立支援、これはまちづくりを担う組織の立ち上げ事業ですね、それにさらに空き店舗活用をどうするかというソフト事業がございますので、その方策、具体的に何

をするかということについて、この事業の中で道筋をつけたいというのが1つ。

あとは、先ほどもお話ししましたが、黒磯駅前の都市再生整備計画事業の中の仮称ではございますが、図書館、あとはまちなか交流センター、こういったところの利活用をどうやっていくか、維持管理も含めてどうやっていくか、そういうところの道筋をつけたいというのが2つ。

さらに、お話がありました。今現在、協議を進めております黒磯駅前懇談会の中で示されるいろいろな提案がございますので、それに対して具体的に何をやっていくか、そういうことをこの業務の中で整備していくというような内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） では、別のものもお伺いしたいんですが、3ページにあります、那須塩原クリーンセンター管理運営事業2,520万円についてなんですが、電気代とありますが、これは何カ月分の電気代なのでしょう、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 3カ月分、すなわち4月、5月、6月分を想定して、3カ月分で2,520万円を計上させていただいております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 故障だというふうに議員全員協議会のときにお聞きしたんですけども、直る見込みはあるんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お答え申し上げます。

少し説明が必要かと思いますが、実はクリーンセンター内で、例の包括委託の中で定期的な点検を行います。その際、昨年の25年度末にタービンを含む発電施設がございます。そちらがいわゆる漏電が起きたときの電気系統を遮断する装置がございまして、それに不具合が生じたということで、そちらの修繕はもう既に終わっているんですが、それを通電させるためには、全施設の電気系統を落とさないと、よもやほかの施設までその電気の影響で出た際には、クリーンセンター全体の焼却に影響が出るということで、この4月、5月というのはごみの量が非常に多い時期ということで、いずれにしても、本市の焼却量は、70t・一日当たりで、2基で140tですね、多いときには200tからのごみの搬入が入ってくるということで、この6月の末ぐらいにはちょっとごみがやや減ってくる時期ということで、それまで、焼却はしておったんですが、タービンのほうの電気、それが使えないということで、さらに若干説明が必要だと思うんですが、実は、この2,520万円を3カ月で割り戻すと、およそ1月当たり840万円程度、電気代がかかるんですね。これを12カ月にいたしますと1億からの電気代が消費するということになるんですが、当初予算時にはこの電気代を3,000万円程度、予算措置をしております。1億に対して3,000万ということなので、その差は何かというと、そのタービン、この発電施設を多く動かすことによって、7,000万程度は自分のところで賄っていると、こういう事情がございます。ですから、それらをとめたこと、タービン施設をとめたことによって、不足する電力を3カ月程度お願いしたいと、このような内容で計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） ほかに質疑がないようですので、議案第42号 一般会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第46号及び議案第47号

の質疑

議長（中村芳隆君） 続いて、日程第4、議案第46号及び議案第47号のその他の案件2件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、議案第46号及び議案第47号のその他の案件2件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

予算審査特別委員会の設置並び

に議案の付託について

議長（中村芳隆君） 次に、日程第5、発議第7号 予算審査特別委員会の設置並びに議案の付託についてを議題といたします。

本件は、那須塩原市議会委員会条例第6条及び第7条第1項の規定並びに市議会先例により、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第42号について付託いたします。

審査方法は分科会方式とし、会期日程に従い審査を行い、23日月曜日に全体会を開催し、特別委員会としての採決をしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第42号について付託の上、審査すること、審査方法は分科会方式とし、会期日程に従い審査を行い、23日月曜日に全体会を開催し、予算審査特別委員会として採決することに決しました。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長指名したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に23番、平山啓子君、副委員長に12番、鈴木紀君、19番、若松東征君、14番、眞壁俊郎君をそれぞれ指名いたします。

予算審査特別委員会は、審査会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

議報第3号の報告

議長（中村芳隆君） 次に、日程第6、議報第3号 庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

庁舎建設検討特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので、報告いたし

ます。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

議長（中村芳隆君） ただいまの朗読のとおり、報告いたします。

議案の各常任委員会付託につ

て

議長（中村芳隆君） 次に、日程第7、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託いたします。

議案第43号から議案第47号までの5件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、各委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

請願・陳情等の委員会付託につ

いて

議長（中村芳隆君） 次に、日程第8、請願・陳情等の委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された陳情1件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり、福祉教育常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり、福祉教育常任委員会に付託いたします。福祉教育常任委員会は委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時32分